

●長崎県立大学 令和6年度第5回教育研究評議会 議事録

日 時	令和6年7月3日（水） 14：40～15：17
場 所	シーボルト校特別会議室
出席者	浅田学長、橋本副学長、大塚副学長、松崎副学長、谷澤経営学部長、綱地域創造学部長、関谷国際社会学部長、有田情報システム学部長、古場看護栄養学部長、山本地域創生専攻長兼地域社会マネジメント専攻長、平岡情報工学専攻長、倉橋人間健康科学専攻長、西岡佐世保校附属図書館長、井上事務局長、山田シーボルト校事務局長、榊原学生支援部長
配付資料	【資料1】次年度カリキュラムの変更理由一覧表 【資料2】客員研究員の受入 【資料3】審査結果の報告について 【資料4】教員の公募について 【資料5】第4期中期計画の評価基準
議 事	【協議事項1. 地域創生研究科人間健康科学専攻公衆衛生看護学コースの履修規程改正について】 シーボルト校教務グループ課長補佐から、資料1に基づき次のような説明がなされ、了承された。 令和7年4月から、地域創生研究科人間健康科学専攻公衆衛生看護学コースの履修規程を改正する案である。 「公衆衛生看護学発展実習Ⅰ」の単位数を2単位から1単位に変更する。「公衆衛生看護学実習Ⅰ」、「公衆衛生看護学発展実習Ⅱ」でも同内容を教授していることから、実習時間を削減する。 また、「保健情報特論」については、「疫学特論」や「保健統計特論」でも同内容を教授しており振替が可能であるため、廃止する。 これらにより、修了要件を63単位から61単位に変更し、修士論文作成及び保健師国家試験の学習時間を確保するものである。履修規程改正後も保健師助産師看護師学校養成所指定規則の単位数を確保している。承認後、文部科学省に指定規則変更承認申請を提出する。 【協議事項2. 客員研究員の受け入れについて】 経営学部長から、資料2に基づき、1名（継続）から申請が提出されており8月から受け入れたいとの説明がなされ、了承された。 地域創生専攻長から、資料2に基づき、1名（新規）から申請が提出されており9月から受け入れたいとの説明がなされ、了承された。 【協議事項3. 教員の採用について】 国際社会学部長から、国際社会学部国際社会学科教員（社会学、メディア論またはその関連分野）1名の採用について、資料3に基づき次のような説明があり、了承された。

大学院博士後期課程を担当するため、文部科学省大学設置・学校法人審議会によるAC教員審査を受ける必要があることを重視した。審査の結果、面接対象者となる方は無く、採用候補者無しと判断した。

【協議事項4. 教員の公募について】

国際社会学部長から、協議事項3（国際社会学部国際社会学科教員（社会学、メディア論またはその関連分野））の再公募として資料4に基づき説明が行われ、了承された。

また、今回の公募から、「勤務形態」に記載されている任期を「任期なし」とすることが確認された。（その他の公募についても共通）

情報システム学部長から、資料4に基づき次のような説明があり、了承された。

情報システム学部情報セキュリティ学科教員3名を公募する。

（1）職名は教授・准教授・講師または助教、専門分野は情報セキュリティ（AIセキュリティまたは計算機科学）、担当科目は学部で人工知能技術、コンパイラ等、大学院の授業も担当する。助教は修士の学位も認めており、将来的に大学院の授業を担当できる者としている。採用年月日は令和7年4月1日だが、可能であれば令和7年4月1日までの早い時期としている。

（2）職名は教授・准教授・講師または助教、専門分野は情報セキュリティ（セキュリティマネジメントまたはサプライチェーンセキュリティ）、担当科目は学部でセキュリティリスクマネジメント等、大学院の授業も担当する。助教に係る条件も同様に付けている。採用年月日は令和7年4月1日だが、可能であれば令和7年4月1日までの早い時期としている。

（3）職名は教授・准教授・講師または助教、専門分野は暗号応用または暗号ハードウェア、担当科目は学部でデータセキュリティ概論等、大学院の授業も担当する。助教に係る条件も同様に付けている。採用年月日は令和7年4月1日である。

【報告事項1. 第4期中期計画の評価基準の決定】

企画広報課長から、第4期中期計画の評価基準のうち一部保留になっていた項目が確定したとして、資料5に基づき報告がなされた。

【報告事項2. 教員の任期制の廃止】

総務課長から、教員の任期制の廃止について次のような報告を行った。

佐世保校・シーボルト校両校の過半数代表者を通じて教員の意見を聞くとともに、佐世保校においては教授会で説明を行った。過半数代表者を通じた意見照会では特に反対意見はなかったが、今後改めて説明の場を設けてほしいとの要望があるため、日程を調整の上、対応する。

その後、6月28日に経営協議会及び理事会において承認され、決定したところである。今回の改正は任期制を完全に廃止するものではなく、現在在職中の教員には任期制と無期雇用のいずれかを任意で選択してもらうが、特に期限は設けない。

以上